# 総会屋対策としての利益供与罪

加 藤 佐千夫

# 目 次

- 一 はじめに
- 二 利益供与罪新設に至るまでの経緯
- 三 利益供与罪の新設及び改正の概要
- 四 利益供与罪の解釈上の諸問題
- 五 おわりに

#### 一 はじめに

株主総会は、株式会社における基本的な意思決定機関として最も重要なものとして位置づ けられてきた。商法特例法にいう大会社の定時総会においては営業報告書、貸借対照表及び 損益計算書の報告に引き続き、利益処分案の承認の決議がなされる。定時総会、臨時総会を 問わず必要に応じ、取締役・監査役の選任、退職慰労金の贈呈、定款変更、営業譲渡や会社 分割のほか、時には合併決議等の会社の命運を決する決議がなされることになる。このよう な合議体においては、株主の利益を確保するために自由で活発な議論が保障され展開される ことが肝要であることはいうまでもない。しかし、かつての株主総会においては必ずしも活 発な議論がなされてこなかったことは公知の事実である。その原因はいくつか考えられるが、 昨今と異なり公開の合議体で質疑応答をすることを必ずしも得意としない国民性や機関投資 家が株主権の行使につき必ずしも熱心ではなかったことなどのほか、いわゆる総会屋の存在 により個人株主が自由に質問したり議論したりする環境になかったことが少なからず影響し てきたことがあげられよう。もとより総会屋という用語は法令にはないが、一般には、少数 株をもって株主総会に出席し、株主の権利の行使の名目で総会の議事進行に影響力を行使し、 その見返りとして企業から金員等の利益を受領する者をいう」。総会屋には、いわゆるシャ ンシャン総会といわれるように株主総会を混乱なく進行させ終結に至らせる与党的総会屋と 議長等に威圧的な言動や執拗な質問を浴びせかける等して議事進行を妨害する野党的総会屋 があり、前者は協力への対価として、後者はその「実績」を背景に妨害行為を行わないこと に対する報酬として会社から利益を得るものである?。このような総会屋の根絶を眼目とし て昭和56年商法改正の一環として、利益供与罪が新設された。本稿においては、利益供与罪 の成立に至るまでの経緯を概観した後、その解釈上の主要な問題について論及することとする。

# 二 利益供与罪の新設に至るまでの経緯

従来このような総会屋対策のための規制が存在しなかったわけではなかった。すなわち、 総会屋を規制するため、昭和13年の改正で商法494条(会社荒らしに関する贈収賄)が新設 された。同条1項1号によれば、「株主総会・・・ニ於ケル発言又ハ議決権ノ行使」に関し、 「不正ノ請託」を受けて財産上の利益を収受、要求、約束するなどの行為と、 このような利益 を供与、申込、約束する行為が処罰の対象とされ3、1年以下の懲役または50万円以下の罰金 (平成9年改正により、現在は5年以下の懲役または500万円以下の罰金) に処せられること となった。「不正ノ請託」とは、株主権の行使または不行使に関する違法または著しく不当 な依頼をいうというのが通説的見解である。しかし、この規定は、そもそも「不正ノ請託」 という要件を立証することが容易でないために総会屋規制という目的を達することには成功 しなかったというのが大方の評価である」。しかも、粉飾決算による利益処分案の承認に対 する協力要請や株主総会の席上において一般株主の発言を押さえて原案どおり議案を成立さ せるよう議事進行を依頼することは不正の請託になり得てもり、特定の発言例えば会社提案 の議案に賛成する旨の発言や議決権行使について協力を求めることは必ずしも不正とはいえ ないし、株主総会の議事妨害を止めるように依頼することも不正の請託とはいえず、この 「不正ノ請託」という要件のため総会屋に対する効果的な規制は行われるところとならなかっ たのである。

### 三 利益供与罪の新設および改正の概要

昭和13年の刑罰規定新設後も総会屋による反社会的行為が質・量ともに増大するに至り、到底このまま放置できる状況ではなくなってきた<sup>6</sup>。かかる状況を打破し、総会屋の絶滅を眼目として新設されたのが昭和56年の商法改正で新たに設けられた利益供与禁止の規定である。因みに、同年の改正により取締役・監査役の株主に対する説明義務も明定され(同法237条ノ3)、また、株主代表訴訟の提起も容易になるなど(同法267条4項)株主権の効果的な行使によるコーポレート・ガバナンス(企業統治)が目指されることとなった。

民事上の規制としては、商法294条/2において、会社は何人に対しても、株主の権利の行使に関し財産上の利益を供与してはならないとし、これに違反して利益供与がなされた場合、受供与者は、その利益を会社に返還する義務を負うものとした(同条3項)。供与者が利益の返還を行なわず、会社も返還請求を行なわない場合には、株主が受供与者に対して返還請求の代表訴訟を提起することも可能とした(同条4項、同法267条)。利益供与を行なった取締役は、供与した利益の価額を会社に弁済する責任を負うものとされた(266条1項2号)。なお、大会社および中会社が無償でした財産上の利益の供与(反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む)を行った場合には、その明細を損益計算書の附属明細書に記載しなければならないこととし(商法施行規則87条1項6号、3項。なお、同規則109条1項2号参照)、ディスクロージャーの点からも実効性の確保が図られている。

また、刑事上の規制としては、商法497条において、同法294条ノ2を受けて、会社の役職

員が、株主の権利の行使に関し会社の計算において財産上の利益を人に供与したときは、6 月以下の懲役または30万円以下の罰金に処し(1項)、利益供与を受けた者または第三者に 供与せしめた者も同様に処罰する(2項)こととされた。これにより、会社が総会屋に株主 権の行使に関し利益を供与する行為は、商法494条とは異なり「不正ノ請託」が要件からはず されたため立証も容易となり、広く処罰されることが可能となったが、他方で同条と異なり 当該利益の供与は「会社ノ計算ニ於テ」行われる場合に限ることとされている。なお、商法 294条ノ2第2項のような推定が刑事罰に適用がないことは当然のことである。

確かに昭和56年改正により一定の効果があがり、総会屋の数も漸減した"。しかし、残存する総会屋の一部が過激化し、荒れる株主総会が続発するなどしたため、その後も有名企業を含め利益供与事件はなお消滅することはなく、巨額の利益供与事件が新聞紙上やテレビをにぎわすこととなった。このような事情を背景に、平成9年11月28日、利益供与罪の罰則を強化する改正がなされるに至った。これにより、利益供与罪、受供与罪の法定刑が3年以下の懲役または300万円以下の罰金に強化されるとともに(商法497条1項、2項)、新たに利益供与要求罪および威迫による利益供与の要求罪,受供与罪が設けられ(同条3項、4項)、同法497条2項から4項の罪については情状により懲役刑と罰金刑が併科されることとされた(同条5項)。

従来は、総会屋が利益供与を要求すること自体は犯罪とはされていなかったために、会社に対して利益供与の要求がなされたとしてもその時点では捜査当局が介入することはできなかった。しかし、同罪が新設されたことにより利益供与の要求段階での取締りができることとなり、総会屋規制としての効果を発揮することが期待されている。。さらに、平成12年の商法改正(法律第90号)により子会社の計算においてなされる利益供与も禁止されることとなった。従来でも、子会社が親会社に対して金員を拠出し、親会社が総会屋にこれを供与する場合には、親会社の計算においてなされたものとして利益供与罪が成立するとされていた。。また、先に子会社から直接総会屋に利益が供与されても、爾後にその供与額相当額分を親会社が子会社に対して補填する約束があるような場合も親会社について利益供与罪が成立すると解することも可能であった。しかし、かかる補填約束の立証は必ずしも容易ではなく、この改正により会社分割にともない予想される脱法的行為に対処するために、子会社の計算でなされる利益供与・利益要求をも禁止して利益供与禁止の徹底を期することとしたものである。

なお、本年(平成14年)5月の商法及び監査特例法の改正により、大会社には運営管理機構の選択が認められるに至り、委員会等設置会社方式を選択して執行役等が置かれた場合の執行役等も利益供与罪による規制が認められることとなった(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律29条の10)。

# 四 利益供与罪の解釈上の諸問題

利益供与罪の構成要件は、「取締役その他の役職員が、株主の権利の行使に関し、会社またはその子会社の計算において、財産上の利益を人に供与すること」であり、受供与罪または

第三者供与罪の構成要件は、「情を知って、供与された利益を受けまたは第三者にこれを供与せしめること」である。以下では、本罪の保護法益について概観した後で、その解釈において問題となる主要な点を検討することにしよう。

#### 1 保護法益

本罪の保護法益について、通説的見解は、「株主の権利行使に関する会社資産の費消を防 止して会社運営の健全性を確保することにある」とする"。同条が、商法第二編第四章第四 節「会社ノ計算」におかれているのは、企業経営の健全性を確保するとともに、会社財産の 浪費を防止する趣旨もあるからである、との指摘もある。。会社運営の健全性の確保も保護 法益に含まれるとする代表的な説は「総会屋に理由のない金が支払われるということは、会 社資金の浪費である。のみならず、経営者が資金を自己の個人的利益のために使うことに外 ならない。・・・経営者にとって社費の無駄使いは許されない。ましてそれを己の利益を図 るために費消することが許されるはずはない。」としておりい、この説は基本的には本罪を会 社財産浪費罪とするものと思われる。しかし、反対給付が相当な場合や会社財産の流出を伴 わない場合も禁止の対象となることからみても、このような解釈はやや狭きに失するという べきであろう。また、会社財産の不適切な消費すなわち浪費を保護法益としてあまりにも 強調することは、本罪を背任罪の特別規定とする解釈につながることにもなり、かりにその ような解釈を取るとすると、会社役員が自らの保身のために会社の計算において利益の供与 を行なう場合には特別背任罪の成立する可能性があることを考えれば妥当ではない。これに 対しては、本罪の立法の経緯や本罪の目的が総会屋の取締りにあることを考慮すれば、その 保護法益は494条と同様に「株主権行使の公正」にあると解すべきであるとの有力説が展開 されている。この見解は、同法497条には「会社(又ハ其ノ子会社)ノ計算ニ於テ」という 文言が付加された意味については、総会屋が資金源としてきたのは結局会社・企業であるか ら、会社の計算において行なわれる利益供与のみを処罰すれば十分である点に求められると している。このような見解からはもちろんのこと、本罪の保護法益を会社経営の健全性の確 保と解する立場からも、後述の通り新規上場株式や転換社債の発行価格での供与(いわゆる 親引け)の場合においても、会社に経済上の損害は生じないものの一般には入手困難で値上 がりが確実なときには、これらの供与も「利益」の供与とすることができるであろうし、ま た、取締役が自己の保身を図るために株主権の行使に関して会社の計算により利益供与を行 なった場合における本罪と特別背任罪の双方の成立することを認めることが可能となろう。 いずれにせよ、本罪の立法の経緯に鑑みれば、会社運営の健全性の確保が重要な目的であっ たことは否定できず、仮にも、会社財産の不正な費消(浪費)を強調し過ぎることによって 利益供与罪の適用範囲を不当に狭めることは妥当でないというべきであろう。

#### 2 「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」

「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」とは、自益権・共益権を問わず株主としての全ての権利に関するものであり、利益供与が株主の権利行使に直接間接に影響を及ぼす趣旨でなされる場合が想定されている。すなわち、株主総会における議決権、発言権および質問権等およそすべ

ての株主権の行使を含む。具体的には、与党的総会屋に対する株主総会の円滑な進行に協力すること、また、株主総会に出席せず、出席しても発言や質問を行わないことなど株主権を行使しないこと等が考えられる。受供与者自身が株主であることが典型的な例であるが、受供与者が株主でない場合であっても株主総会における株主の発言・質問を控えさせることの謝礼として利益を受けたときには、株主の権利行使に関するものとして本罪が成立することになる。また、株式を取得すること(株づけ)は当然に株主権の行使につながるから、株式の取得を差し控えて株主権の行使をしないことの謝礼として利益を供与する場合にも本罪が成立する<sup>16</sup>。総会屋に会社や役職員個人のスキャンダルを暴露すると脅されて利益を供与した場合には、株主の権利の行使に関してとはいえないため本罪の成立する余地はなく、恐喝罪の成立が問疑されることになる。

会社がおよそ株主の権利の行使につき影響を与える意図がないような場合には、本罪は成立しない。例えば、従業員持株会に対する会社の補助金の拠出は、従業員に対する福利厚生観点に立脚するものであるから株主の権利の行使に関するものではないということができよう"。株主総会に出席した株主に対して会社製品等が土産として渡されることもあるが、株主権の行使に関してということはできず、相当なものである限り社会的相当性の見地からしても本罪の適用はないといえよう。

利益供与罪にあっては、株主の権利行使に関することの認識は役職員にあればよく、受供与者側にある必要はないし、受供与者と意思の疎通があることも必要ではない(497条1項)。供与罪と受供与罪は贈収賄罪のような対向犯ではないが、受供与罪が成立するには、「情ヲ知リテ」受供与することが要件とされており(同条2項)、受供与者側に株主の権利行使に関する会社又は子会社の計算でなされる利益供与である旨の認識が必要である。なお、利益供与の要求に応じて(同条3項)供与した場合には、一般に両者の意思の疎通があることになる。

#### 3「会社又ハ其ノ子会社ノ計算ニ於テト

「会社又ハ其ノ子会社ノ計算ニ於テ」とは、利益の供与が会社の負担に帰することをいう。供与の形式的な名義が会社でなくても、実質的な損益が会社に帰属する場合には本罪は成立する。むしろ、実際の事件では何らかの工作が行われていることが少なくないであろう。役職員が自己の金員をもって利益を供与した場合は禁止の対象外であるが、その場合でも、役員賞与や給与等に上乗せすることにより供与者の損失を会社が補填する約束になっている場合には、実質的にみて会社の計算といえるから本罪が成立することになる。既述のとおり平成12年商法改正により、子会社に親会社とは独立の計算において総会屋に利益を供与させることも禁止の対象とされることとなった。

#### 4 「財産上ノ利益」

「財産上ノ利益」とは、経済上の価額を有する利益をいうのが通説である。。したがって、 瀆職罪における賄賂とは異なり、単なる名誉や報酬を伴わない地位の供与や情交の利益等は これに当たらない。一般には、現金、商品券その他の金券の供与や飲食・ゴルフ等の接待の 提供がなされることが少なくないというが、金銭の貸与等の金融の利益、債務の免除等も含まれる。さらにその価値は必ずしも「金額」という形で評価されるものに限られない。競争入札の入札資格を付与することも取引成立の可能性という経済的価値をもつから「財産上ノ利益」に当たると考えられる。また、反対給付があっても雑誌・機関誌等の購読料、物品の購入契約の対価、工事の代金や施設の利用料等として利益が供与された場合、それらが法外に高い場合には本罪が成立する。問題はこれらの対価等が社会的にみて相当な場合に本罪が成立するかである。これを否定する説も有力である。しかし「特に競争者のなかから取引の相手を選ぶ場合には、よりよい取引機会を逃していないかどうか」が重要であり、価格は同じでも今までの取引相手を切って「総会屋」だから契約するという行為は、総会屋に財産上の利益を与えるものと考えられる。既述のとおり、保護法益を株主権行使の公正と解する立場からは、親引けの証券の発行価格での売却等の取引機会の提供も利益供与に当たると解することになろう。

## 五 おわりに

以上利益供与罪の立法の経緯、その解釈論における主要な点を概観してきた。昭和56年、平成9年、同12年の各商法改正を経て、総会屋に対する取締りが強化されたこともあり、最近ではようやく株主総会の混乱も減少傾向にあるという。しかし、株主総会開催の同一日時への集中はいまだ改善されたというには程遠く<sup>23</sup>、また、会社の不祥事等とも絡んで株主に対する利益供与がなされないという保障もなく、今後とも利益供与罪の意義は薄れるものではないと思われる。

以上

# 〈注〉

- 1 東京地判昭和40年8月27日下刊7巻8号1712頁では「諸会社の若干の株式を所有して、その会社の 依頼に応じて、職業的にその会社の株主総会の議事の進行係を務め、車馬賃等の名目で金員を受領 する」者が「いわゆる総会屋」とされている。
- 2 神山憲一「総会屋対策の現況」捜査研究47巻9号5頁以下【1998年】参照。
- 3 商法494条の立法の沿革については、河本一郎「株主に対する不法な利益供与の禁止」法学セミナー 1979年 9 月号66頁以下参照。
- 4 元木伸「商法等の一部を改正する法律の解説(13)法曹時報40巻6号52頁【1987年】。
- 5 最判昭和44年10月16日刑集23巻10号1359頁「東洋電機カラーテレビ事件」。
- 6 総会屋の人数は、昭和56年末には全国で6309人に達し、しかもそのうち暴力団構成員は16.5%を占める(深山健男「総会屋対策からみた商法改正」警察学論集34巻7号21頁【1981年】参照)。
- 7 総会屋の人数は、昭和56年改正商法施行直後の昭和58年には約1700人であったが、その後一貫して

減少し、平成9年末では約900人といわれている(横内泉「最近の検挙事例等からみた総会屋の実態」警察学論集51巻4号39頁【1998年】)。

- 8 新穂均「株主権行使に関する利益供与(商法第497条違反)事件の捜査処理」捜査研究43巻 4 号24 頁以下参照。
- 9 神山前掲10頁以下。
- 10 東京地判昭和63年12月23日資料版商事法務70号47頁「パルコ事件」。
- 11 竹内昭夫・商亊法務研究会編『利益供与の禁止一株主総会正常化への方策』126頁【1982年】。
- 12 神田秀樹『会社法第二版』56頁【2001年】。
- 13 竹内昭夫「株主の権利行使に関する利益供与」商事法務928号18頁。
- 14 稲葉威雄「商法294条ノ2・497条に当たる場合」商法の争点(第二版)190頁参照。
- 15 西田典之「利益供与」法学教室240号8頁【2000年】。
- 16 大阪変圧器事件判決、大阪地判昭和60年2月12日判例タイムズ553号268頁。
- 17 福井地判昭和60年3月29日判例タイムズ559号275頁。
- 18 東京地判昭和62年2月3日(櫻護謨事件判決)、別冊商事法務92号267頁参照。
- 19 谷川久 上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編『新版注釈会社法(13)』619頁【1990年】。
- 20 谷川前掲620頁、中森喜彦「利益供与罪の新設」判例タイムズ471号 3 頁【1982年】。
- 21 稲葉前掲191頁参照。
- 22 橋爪降「総会屋に対する利益供与罪」西田典之編『金融業務と刑事法』217頁【1997年】。
- 23 本年 6 月27日、全国で2022社の株主総会が集中した(毎日新聞2002年 6 月27日夕刊)。 なお 3 年前の株主総会集中開催の状況であるが、同年 6 月中の開催予定会社数は2049社となっており (読売新聞1999年5月24日夕刊)、この間あまり変化がないことが分かる。